

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 3 時 1 0 分

○議長（小林哲雄）

先ほどの茅沼議員の質問に対する答弁の修正がございます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

先ほど茅沼議員から、徴収嘱託員の報酬の変更にしまして、影響額についてご質問がございました。私、1 万 5, 0 0 0 円ほどということでお答えしてしまっているのですが、3 万円にご訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。なお、1 万 5, 0 0 0 円については、徴収嘱託員 1 名当たりの影響額でございました。

以上、ご報告とおわびを申し上げます。

○議長（小林哲雄）

次に参ります。

日程第 9 議案第 9 号 開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することにを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町南部地区土地区画整理事業の施行に伴い、開成町立学校が存在する町名等が変更になるため、開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、朗読させていただきます。

議案第 9 号 開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出、開成町長、府川裕一。

では、1 枚おめくりください。こちら朗読させていただきたいと思います。

開成町条例第 号 開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例。

開成町立学校等の設置に関する条例（昭和 4 4 年開成町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

まず、改正後でございます。別表、名称、開成町立開成南小学校、位置、開成町みなみ二丁目 2 番地 1。

改正前でございます。別表、名称、開成町立開成南小学校、位置、開成町吉田島 1 2 9 1 番地。

附則、この条例は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による開成町南部地区土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日から施行する。でございます。

内容について説明させていただきたいと思います。

こちらの条例の制定の経過につきましては、開成町の南部の土地区画整理事業の使用収益が今年の 8 月から開始されております。来る 5 月 1 日には、換地処分公告が予定されておりますので、このため、あらかじめ開成南小学校の位置を改めまして、附則により、公告があった日の翌日から施行するものとさせていただきたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 9 号 開成町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。